

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会

第44回厚生科学審議会
地域保健健康増進栄養部会

資料8

令和4年2月2日

令和3年12月9日

第1回第4期特定健診・特定保健指導の見直し
に関する検討会資料1（一部改変）

1. 目的

令和6年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討を行う。（12月に第1回を開催）

2. 検討事項

- 特定健診・特定保健指導の効率的・効果的な実施方法等について
- 特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項 など

3. 構成

- 事務局は、健康局健康課及び保険局医療介護連携政策課。
- 構成員は、学識経験者、保険者の代表者、関係団体の代表者の28名。
- 検討会の下に、実務的な課題を整理するため、効率的・効果的な実施方法等に関するWGを設置（今後の議論に応じて、必要があるときは、追加のWGを設置予定）。

今後の進め方と見直しの方向性

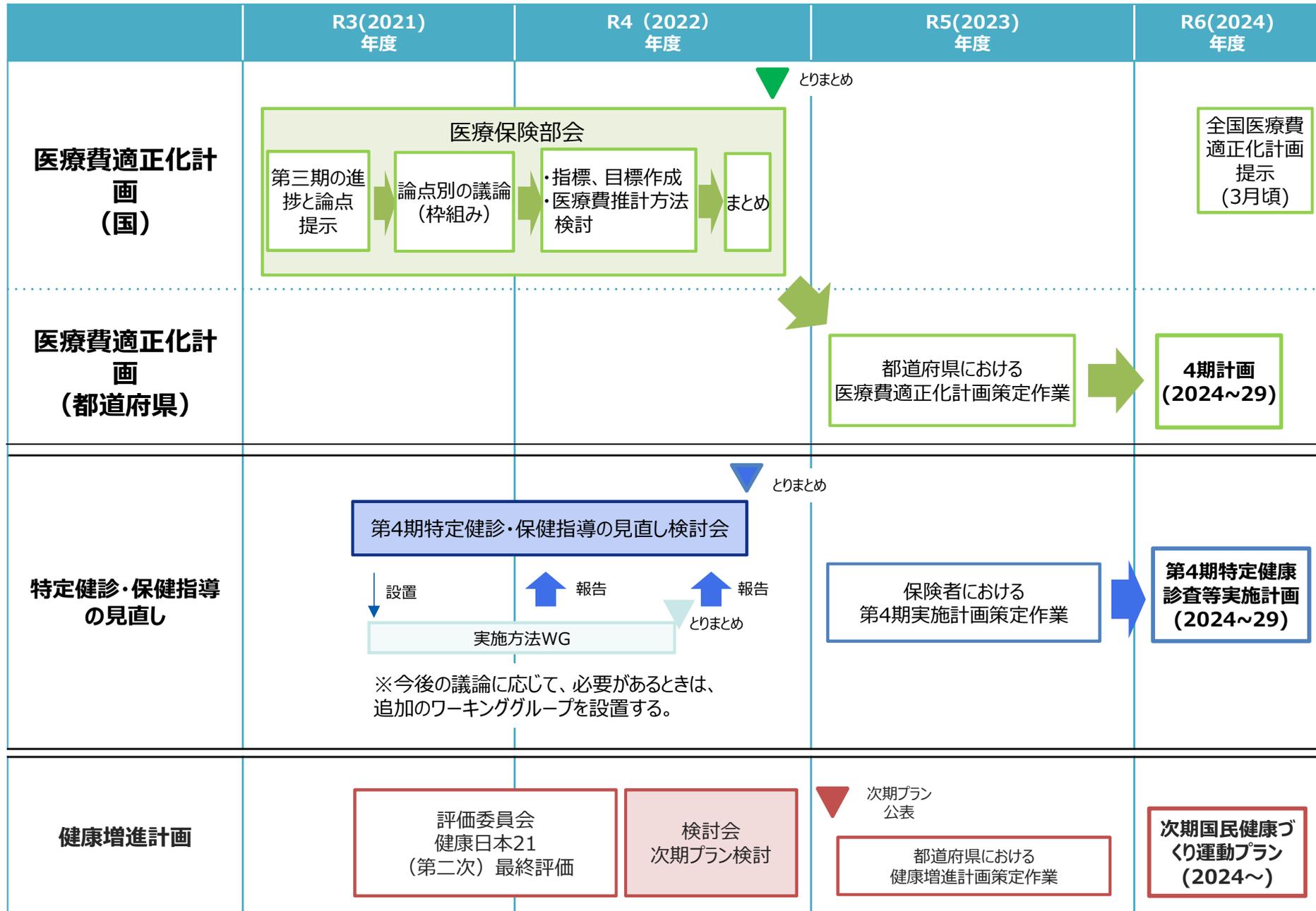
1. 今後の進め方

- 令和6年度に第4期特定健診等実施計画が開始されることを見据え、以下の方向で見直しを進めてはどうか。
- 当面、実務的な課題を整理するためのワーキンググループを設けて、具体的な内容の検討を進めることとしてはどうか。

2. 見直しの方向性

- これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法を検討すべきではないか。
 - ※ 効率的・効果的な実施方法等に関するWGを設置して検討
 - 個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方向（アウトカム評価の導入、ICTを活用した取組など）で検討してはどうか。
- 健康増進に関する科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導の技術的な事項について検討すべきではないか。
 - ※厚生労働科学研究費等による研究結果を踏まえ、別途設置するWGで今後検討。

医療費適正化計画及び特定健診・特定保健指導の見直し



第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 構成員（案）

1	伊藤 彰久	日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長
2	今村 聡	日本医師会 副会長
3	今村 知明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
4	岩崎 明夫	産業医科大学 作業関連疾患予防学研究室
5	太田 稔彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会 副会長
6	岡崎 誠也	全国市長会 国民健康保険対策特別委員会委員長
7	岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授
8	鎌田 久美子	日本看護協会常任理事
9	河本 滋史	健康保険組合連合会 常務理事
10	北原 省治	共済組合連盟 常務理事
11	木野 隆之	全国町村会 行政委員会委員長
12	小松 弘和	日本私立学校振興・共済事業団 理事
13	鈴木 茂明	地方公務員共済組合協議会 事務局長
14	鈴木 志保子	日本栄養士会 副会長
15	田口 敦子	慶應義塾大学看護医療学部地域看護学分野教授
16	田中 和美	神奈川県立保健福祉大学栄養学科教授
17	津下 一代	女子栄養大学特任教授
18	長崎 幸太郎	全国知事会（山梨県知事）
19	中島 誠	全国健康保険協会 理事
20	中野 透	国民健康保険中央会 常務理事
21	中山 健夫	京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授
22	西田 重之	全国国民健康保険組合協会 常務理事
23	福田 敬	国立保健医療科学院 保健医療経済評価研究センター センター長
24	増田 勝紀	日本総合健診医学会 理事
25	武藤 繁貴	日本人間ドック学会 理事
26	室原 豊明	名古屋大学大学院医学系研究科循環器内科学教授
27	山本 秀樹	日本歯科医師会 常務理事
28	綿田 裕孝	順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学講座教授

（敬称略 五十音順）

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会開催要綱

1. 目的

特定健診・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第18条に基づき作成される特定健康診査等基本指針に基づき、平成20年度から保険者において実施されている。また、保険者は、高確法第19条に基づき、特定健康診査等実施計画について6年を一期として定めることとされている。今般、令和6年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討を行うため、関係者の参集を求め、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 特定健診・特定保健指導の効率的・効果的な実施方法等について
- (2) 特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項
- (3) その他

3. 構成

- (1) 本検討会は、健康局長及び保険局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、学識経験者、保険者の代表者、関係団体の代表者から構成し、委員は別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長を置き、本検討会の委員の互選により選出する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (6) 本検討会の下に、実務的な課題を整理するためのワーキング・グループ（以下「WG」という。）を開催することができる。WGは、本検討会の委員のほか、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、座長の意見を踏まえて、健康局長又は保険局長が選任する外部の者が委員として参画するものとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事や会議資料及び議事録は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、健康局健康課及び保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。